|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医療従事者標準数算出表 |  | | | | |  | 第１表施設表の（１４）の付表３ | | | |
| 一　　般 | 精　　神 | 結　　核 | 療 　 養 | 感 染 症 |  |
| 【標準数計算式は、平成２６年８月改訂】 |
|  |  |  |  |  |  | 病院名 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　　種 | 現員数 | 標準数 | 適否 | 不足数 | 充足率 |
| 1. 医 師 | 人 | 一般（歯科等・眼科・ 　 眼科・耳鼻咽喉科  一般・結核 　　　療養・精神入院数　　　 　 耳鼻咽喉科・精神科除　 ・精神科の外来数　　　　注４  感染症入院数 　　 　 く）・結核の外来数  （　　　　人） 　　　 （　　　　人） 　（　　　　人）  （　　　　人）　　　＋ 　＋ ＋　 －　５２  ３ 　 ２．５ 　５  ３＋  １６  標　準　数  ［｛（　　）＋（　　）｝＋｛（　　）＋（　　）｝］－５２ 　　　 （　　）－５２  ＝３＋ 　 ＝ ３＋ ＝ （　　人）  １６ 　　　　　 １６ （規19条1項1号） |  | 人 | ％ |
|
|
|
|
|
|
| 2. 歯 科  医 師 |  | 歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科、矯正歯科、小児歯科  歯科口腔外科の入院数 歯科口腔外科の外来数 標　準　数  （ 　　　人） （ 　　　人）  　＋ 　　＝　　（ 　　　人）  １６ ２０ （規19条1項2号） |  |  |  |
|
|
| 3.薬剤師 |  | 一般・結核 療養・精神 　外来患者に係る ※ 外来患者に係る取扱い処方箋数  感染症入院数 入院数 　　 取扱い処方箋数 標　準　数 については、院外処方箋を除く  （　　　人） （　　　　人） （　　　　人） (H10.11.30健政発125)  ＋ ＋ ＝　（ 　　　人）  　　 ７０ 　　　　　 　１５０ 　　　７５ （規19条2項1号） |  |  |  |
|
|
| 4.看護師  (准看護師  ・助産師  ・歯科衛  　生士） |  | ※一般・感染入院患者には新生児も含む  一般入院数 　精神入院数　　　 結核入院数　　　 療養入院数　　　 感染症入院数　　 外来患者数　　※注４  （　　 　人） （　　 　人） 　（　 　　人） （　　　　人） （　　　　人）　 （ 　　 人）　 　 標　準　数  ＋ + ＋ ＋ ＋ 　＝ （　　　　人）  　　 ３ 　　　　　 ４（５）※注２　　 ４　　　　　　４（６）※注３ 　３ 　　　　　　 ３０  入院患者に対する標準数(整数)＋外来患者に対する標準数(整数) ＝　標　準　数  （規19条2項2号規附53条） |  |  |  |
|
|
| 5. 看 護  補助者 |  | 療養入院数 　 　　 標　準　数  （　　　人）  ＝ （　　　人）  ４（６）※注３ （規19条2項3号,規附53条） |  |  |  |
|
|
| 6.栄養士 |  | 病床数１００床以上の病院　＝　（標準数　１人）  （規19条2項4号） |  |  |  |

※注１：患者数は、第１表施設表（８）－１の一日平均入院患者数及び（１１）の一日平均外来患者数によること。

※注２：精神入院については、当分の間、看護補助者と合わせて４：１をみたせば、分母５により算定可。従って、４：１と５：１の差は看護補助者の必要数となる。

　　　　　（精神入院数／４－精神入院数／５＝精神入院数／２０）。但し、看護師の標準数算定にあたり分母４で算定した場合は、精神の看護補助者の算定は不要。

　※注３：経過措置：療養病床を有する病院であって、平成３０年６月３０日までの間に県に届出を行った病院に限って、分母６

　※注４：通院リハを実施している場合、「外来患者数」については、第１表　施設表（１１）の「１日平均外来患者数（通院リハ除）」に記入した数を用いて算出すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医療従事者標準数算出表 |  | | | | |  | 第１表施設表の（１４）の付表３－１  　　　（内科等５科を有する１００床以上且つ精神病床を有する病院等） | | | |
| 一　　般 | 精　　神 | 結　　核 | 療 　 養 | 感 染 症 |  |
| 【標準数計算式は、平成２６年８月改訂】 |
|  |  |  |  |  |  | 病院名 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　　種 | 現員数 | 標準数 | | 適否 | 不足数 | | 充足率 |
| 1. 医 師 | 人 | ※歯科、矯正歯科、小児歯科 　　 　 一般（歯科等・眼科・ 　 眼科・耳鼻咽喉科  歯科口腔外科を除く 　　　　　 療養入院数　　　 耳鼻咽喉科・精神科除く） ・精神科の外来数　　　　　※注４  　　　 　　 ・結核の外来数  療養以外の入院数 （　　　　人） 　　　 （　　　　人） 　 　　　（　　　　人）  （　　　　人）　　　＋ ＋ ＋ 　－　５２  ３ 　 ２．５ 　　　 ５  ３＋  １６  標　準　数  ［｛（　　）＋（　　）｝＋｛（　　）＋（　　）｝］－５２ 　　　 （　　）－５２  ＝３＋ 　 ＝ ３＋ ＝ （　　人）  １６ 　　　　　 １６ （規19条1項1号,規43条の2） | |  | 人 | | ％ |
|
|
|
|
|
|
| 2. 歯 科  医 師 |  | 歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科、矯正歯科、小児歯科  歯科口腔外科の入院数 歯科口腔外科の外来数 標　準　数  （ 　　　人） （ 　　　人）  　＋ 　　＝　　（ 　　　人）  １６ ２０ （規19条1項2号） | |  |  | |  |
|
|
| 3.薬剤師 |  | 療養以外の 　　 療養入院数 　 　 外来患者に係る ※ 外来患者に係る取扱い処方箋数  入院数　　 　　 　　 取扱い処方箋数 標　準　数 については、院外処方箋を除く  （　　　人） （　　　　人） （　　　　人） (H10.11.30健政発125)  ＋ ＋ ＝　（ 　　　人）  　　７０　　　　 　１５０ 　　　７５ （規19条2項1号,規43条の2） | |  |  | |  |
|
|
| 4.看護師  (准看護師  ・助産師  ・歯科衛  　生士） |  | ※一般・感染入院患者には新生児も含む  一般入院数 精神入院数　　　 結核入院数　　　 療養入院数　　　　感染症入院数　　　外来患者数　　※注４  （　　 　人） （　　 　人） 　（　 　　人） 　（　　　　人） （　　　 人） （ 人） 　　標　準　数  ＋ + ＋ ＋ ＋ ＝ （　　　　　人） | |  |  | |  |
|
|
| ３ 　　　 　　　 ３　　　　　　　 ４　　　　　　　　４ 　　　　　　　 ３　 　　　　 ３０  入院患者に対する標準数(整数)＋外来患者に対する標準数(整数) ＝　標　準　数  （規19条2項2号,規43条の2） |  | | |  |  |
|
| 5. 看 護  補助者 |  | 療養入院数 標　準　集  （　　　人）  　　= （　　　人）  ４（６）※注３ （規19条2項3号,規附53条） | |  |  | |  |
|
|
| 6.栄養士 |  | 病床数１００床以上の病院　＝　（標準数　１人）  （規19条2項4号） | |  |  | |  |

※注１：患者数は、第１表施設表（８）－１の一日平均入院患者数及び（１１）の一日平均外来患者数によること。

※注２：「内科等５科」とは、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科をいう。（規43条の2）

※注３：経過措置：療養病床を有する病院であって、平成３０年６月３０日までの間に県に届出を行った病院に限って、分母６

　※注４：通院リハを実施している場合、「外来患者数」については、第１表　施設表（１１）の「１日平均外来患者数（通院リハ除）」に記入した数を用いて算出すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医療従事者標準数算出表 |  | | | | |  | 第１表施設表の（１４）の付表３－２  （療養病床50%超） | | | |
| 一　　般 | 精　　神 | 結　　核 | 療 　 養 | 感 染 症 |  |
| 【標準数計算式は、平成２６年８月改訂】 |
|  |  |  |  |  |  | 病院名 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　　種 | 現員数 | 標準数 | | 適否 | 不足数 | | 充足率 |
| 1. 医 師 | 人 | 療養・精神 　　 一般（歯科等・眼科・ 　眼科・耳鼻咽喉  一般・結核 　　　　入院数　　　　　 　 耳鼻咽喉科・精神除く）　 科・精神科の外来数　　　※注４  感染症入院数 　　 ・結核の外来数  （　　　　人） 　　　 （　　　　人） 　（　　　　人）  （　　　　人）　　　＋ 　＋ ＋ －　３６  ３ 　 ２．５ 　 ５  ２＋  １６  標　準　数  ［｛（　　）＋（　　）｝＋｛（　　）＋（　　）｝］－３６ 　　　　 （　　）－３６  ＝２＋ 　 　＝ ２＋ ＝ （　　人）  １６ 　　　　　 　 １６ （規19条1項1号,規49条） | |  | 人 | | ％ |
|
|
|
|
|
|
| 2. 歯 科  医 師 |  | 歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科、矯正歯科、小児歯科  歯科口腔外科の入院数 歯科口腔外科の外来数 標　準　数  （ 　　　人） （ 　　　人）  　＋ 　　＝　　（ 　　　人）  １６ ２０ （規19条1項2号） | |  |  | |  |
|
|
| 3.薬剤師 |  | 一般・結核・　 療養・精神 　 外来患者に係る ※ 外来患者に係る取扱い処方箋数  感染症入院数 入院数 　　 取扱い処方箋数 標　準　数 については、院外処方箋を除く  （　　　人） （　　　　人） （　　　　人） (H10.11.30健政発125)  ＋ ＋ ＝　（ 　　　人）  　　７０　　　　 　１５０ 　　　７５ （規19条2項1号） | |  |  | |  |
|
|
| 4.看護師  (准看護師  ・助産師  ・歯科衛  　生士） |  | ※一般・感染入院患者には新生児も含む  一般入院数 精神入院数　　　 結核入院数　　　 療養入院数　　　　感染症入院数　　　外来患者数　　※注４  （　　 　人） （　　 　人） 　（　 　　人） 　（　　　　人） （　　　 人） （ 人） 　　　標　準　数  ＋ + ＋ ＋ ＋ 　 ＝ （　　　　　人） | |  |  | |  |
|
|
| ３ 　　　　　 ４（５）※注２　　　 ４　　　　　 ４（６）※注３　　 　　３　 ３０  入院患者に対する標準数(整数)＋外来患者に対する標準数(整数) ＝　標　準　数  （規19条2項2号, 規附53条） |  | | |  |  |
| 5. 看 護  補助者 |  | 療養入院数  　 　標　準　数  （　　　人）  ＝ （　　　人） | |  |  | |  |
|
|
| ４（６）※注３ （規19条2項3号,規附53条） |  | | |  |  |
|
| 6.栄養士 |  | 病床数１００床以上の病院　＝　（標準数　１人） （規19条2項4号） | |  |  | |  |

※注１：患者数は、第１表施設表（８）－１の一日平均入院患者数及び（１１）の一日平均外来患者数によること。

※注２：当分の間、精神の看護補助者と合わせて４：１をみたせば、分母５により算定可。従って、４：１と５：１の差は看護補助者の必要数となる。

　　　　　（精神入院数／４－精神入院数／５＝精神入院数／２０）。但し、看護師の標準数算定にあたり分母４で算定した場合は、精神の看護補助者の算定は不要。

※注３：経過措置：療養病床を有する病院であって、平成３０年６月３０日までの間に県に届出を行った病院に限って、分母６

　※注４：通院リハを実施している場合、「外来患者数」については、第１表　施設表（１１）の「１日平均外来患者数（通院リハ除）」に記入した数を用いて算出すること。